

【概要】「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成 28 年 4 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 改正の背景・目的

平成 26 年 6 月に、電気の小売業への参入の全面自由化を主な内容とする電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）が成立したことを踏まえ、「電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。）」について、改正を行う。

2. 改正の概要

電技解釈のうち、これまでの「一般電気事業者」等の名称を使用している以下の条項について、名称の更新を行う。

- ①第 47 条【常時監視をしない発電所の施設】
- ②第 218 条【IEC 60364 規格の適用】
- ③第 220 条【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】
- ④第 222 条【限流リアクトル等の施設】
- ⑤第 225 条【一般電気事業者との間の電話設備の施設】
- ⑥第 227 条【低圧連系時の系統連系用保護装置】
- ⑦第 229 条【高圧連系時の系統連系用保護装置】
- ⑧第 230 条【特別高圧連系時の施設要件】
- ⑨第 231 条【特別高圧連系時の系統連系用保護装置】